



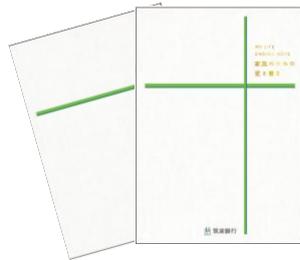
平成 29 年 5 月 26 日

「合同運用指定金銭信託(遺言代用型)『愛称：家族のあゆみ信託』」取扱開始のお知らせ

筑波銀行（頭取：藤川 雅海、本店：茨城県土浦市）は、平成 29 年 6 月 1 日(木)よりみずほ信託銀行株式会社の信託代理店として、合同運用指定金銭信託(遺言代用型)『愛称：家族のあゆみ信託』の取扱いを開始しますので、お知らせいたします。

なお、合同運用指定金銭信託(遺言代用型)の取扱いは、北関東の地銀で初めてとなります。

本商品をお申込みいただいたお客さま全員に、筑波銀行オリジナルエンディングノートをプレゼントいたします。『家族のあゆみ信託』と合わせてご用意いただくことで、ご家族がご相続に直面された時の手助けとなり、お客さまのご希望や想いを伝えられることを願っております。



<筑波銀行オリジナルエンディングノート>

『家族のあゆみ信託』は、当行がお客さま(委託者兼第一受益者)とみずほ信託銀行の信託契約の締結を媒介し、お客さまに相続が発生した際に、あらかじめご指定いただいた交付条件に基づいてご家族等の受取人(第二受益者)に速やかに金銭を交付する商品です。お受取方法は、「一時金受取」と「定時定額受取」の2つの方法があり、組み合わせることも可能です。

『家族のあゆみ信託』をお申込みいただくと、相続発生時に遺言書等によらず簡便な手続きでご家族等にスムーズに金銭を引渡すことができます。商品スキーム、商品概要は【別紙 1】、【別紙 2】のとおりです。

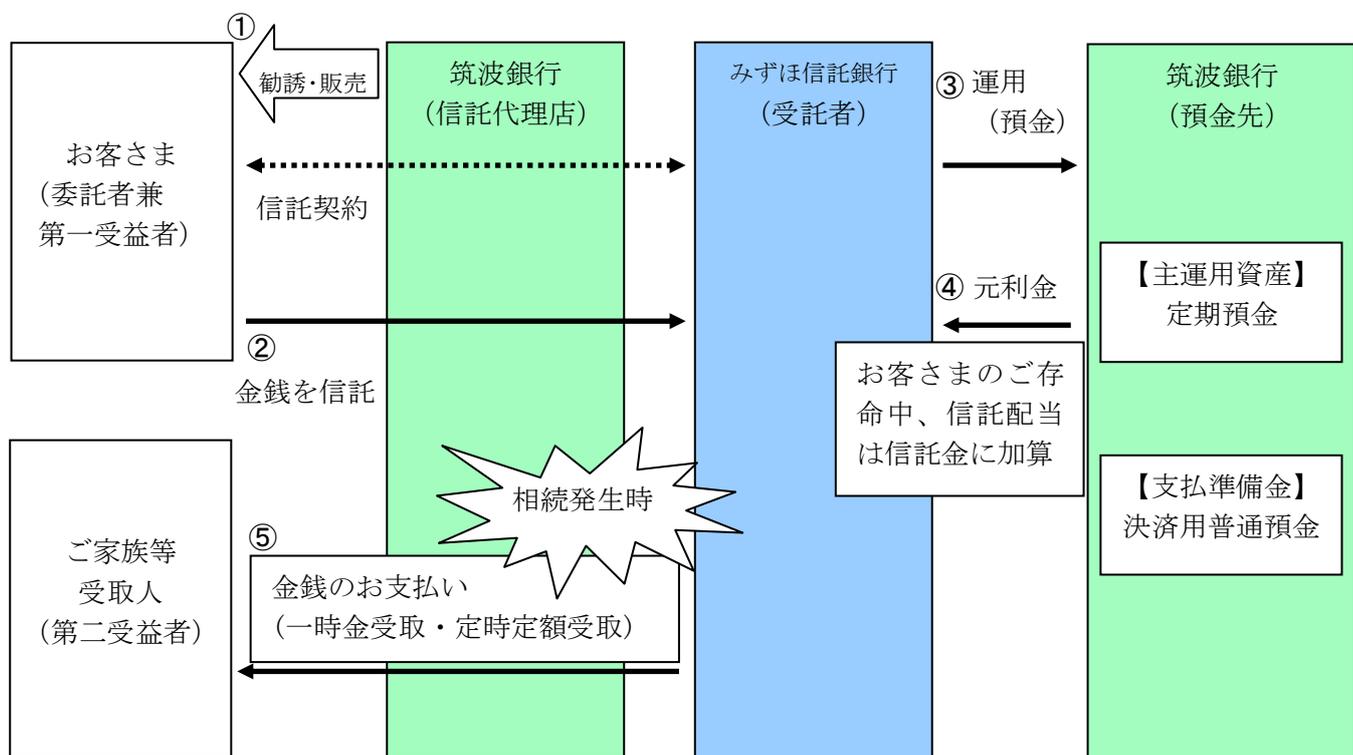
さらに当行では資産承継や相続のニーズにお応えするために、以下の相続関連サービスをお取扱いしております。

- ・遺言信託業務
- ・遺産整理業務
- ・自社株承継信託
- ・教育資金一括贈与預金

当行は今後も、お客さまの多様なニーズに幅広くお応えしていくため、よりよい商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

報道機関のお問合せ先			
筑波銀行	総合企画部広報室	檜山	内線3730
TEL 029-859-8111			

【別紙1】商品スキーム



- ① 筑波銀行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として、筑波銀行のお客さまに『家族のあゆみ信託』を販売。
- ② みずほ信託銀行は、お客さまから信託金を受領し、信託を設定。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に筑波銀行の定期預金にて運用。
- ④ 設定した信託の決算時に定期預金の利息から信託配当を交付し、お客さまの信託金に加算。
- ⑤ お客さまに相続が発生した際には、ご家族等の受取人が金銭を受取る。（一時金/定時定額）。

【別紙 2】商品概要

商品名	合同運用指定金銭信託(遺言代用型) 『愛称:家族のあゆみ信託』
運用対象	主に筑波銀行の定期預金
販売対象	個人のお客さま
受取人(第二受益者)	推定相続人から複数(最大 4 人まで)指定可能
信託期間	5 年以上 30 年以内(1 年単位)
申込金額	100 万円以上 3,000 万円以内(1 万円単位)
申込受付	毎営業日
信託設定日	お申込日の翌月の 25 日
中途解約	原則として、中途解約は出来ません。
受取人(第二受益者)への支払方法	信託設定時に、お客さまが受取人(第二受益者)の受取方法、受取期間、受取割合を指定。 1. 一時金受取 2. 定時定額受取:年 1 回または年 2 回で 1~10 年以内で選択 ※1 と 2 を組み合わせることも可能です。 ※受取口座は当行口座のみを指定可能です(口座をお持ちでない方は口座開設が必要となります。)
手数料等	○お客さまに直接的にお支払いいただく費用 1. 申込手数料:お申込金額の 2%(税別) 2. 解約手数料:なし ○お客さまに間接的ににお支払いいただく費用 1. 信託報酬:原則として計算期日(毎年 5 月 10 日)に信託の利益の範囲内でいただきます。 2. その他:信託事務の処理に必要な費用を信託財産の中から支払う場合があります。
取扱店	筑波銀行本支店
注意事項	・運用対象は主に筑波銀行の定期預金ですが、元本保証および利益保証はなく預金保険対象商品ではございません。また、投資者保護基金の対象ではありません。 ・本商品はクーリングオフの対象外商品となります。 ・お申込みに際しては、「商品説明書(契約締結前交付書面)」等をよくご確認いただき、お客さまご自身でご判断ください。